

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年11月29日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年11月29日(水) 午前10時1分 開会
午前11時1分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	塚本崇		
議長	水谷毅	副議長	松本暁彦		
議員	森西正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一
同局次長代理 香山叔彦 同局主査 松木 愛

1. 案件

- ・令和5年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・認定第1号 令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・協議事項について

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は増永委員を指名します。

まず、理事者から挨拶を受けます。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、議会運営委員会を開催していただき、ありがとうございます。

来る12月4日に開催されます令和5年第4回摂津市議会定例会におきまして、報告案件1件、予算案件5件、条例案件6件、その他案件19件、合計31件の議案を提出させていただきます。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

それでは、第4回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 令和5年第4回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第9号は、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第6号)専決処分報告の件でございます。本件は、障害者相談支援事業に係る消費税について、市町村が行う障害者相談支援事業を民間事業者に委託して行った場合も、消費税の課税対象となることが判明したため、相談支援事業及び基幹相談支援センター事業を委託する市内4事業所に対して、消費税及び延滞税等の相当額を負担するため、歳入歳出それぞれ、2,101万9,000円を追加す

る補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、11月15日に専決処分をいたしたものでございます。

主な内容は、歳入では、補正予算の財源として財政調整基金繰入金2,101万9,000円を計上いたしております。

歳出では、消費税の修正申告が過去5年までの遡りのため、過年度分の平成30年度から令和4年度までの市内4事業所への委託料に係る消費税分と事業所が行う消費税の修正申告に係る延滞税などの相当額を相談支援事業委託料負担金として2,101万9,000円を計上いたしております。

次に、議案第68号は、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第7号)でございます。本件は、現計予算額473億1,790万9,000円に補正額6,571万5,000円を追加し、補正後の予算額を473億8,362万4,000円とするものでございます。

その内容は、歳入で、国民健康保険基盤安定負担金、産前産後保険料負担金、社会資本整備総合交付金、健康・栄養等縦断調査費用負担金などを計上するほか、補正財源の調整として財政調整基金繰入金を増額補正いたしております。

歳出では、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、物価高騰対策として、物価高騰対策割引券交付事業や医療施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害児福祉サービス事業所及び民間保育所などに対する物価高騰対策支援金を計上し、国民健康保険基盤安定及び産前産後保険料減額に係る国民健康保険特別会計繰出金、健康・栄養等縦断調査に係る委託料などを計上いたしております。

また、継続費では、とりかいこども園建

設事業及び千里丘小学校建設事業を設定しております。

線越明許費の補正では、駅前広場施設管理事業及び小学校施設改修事業を追加しております。

債務負担行為の補正では、障害者自立支援事業ほか5事業を追加し、防犯カメラ設置事業及び千里丘駅西地区再開発事業を変更しております。

地方債の補正では、千里丘駅東口改良事業債を追加し、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業債及び阪急京都線連続立体交差事業債を変更しております。

次に、議案第69号は、令和5年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)でございます。本件は収益的収入におきまして、現計予算額21億4,526万3,000円に補正額44万4,000円を減額し、補正後の予算額を21億4,481万9,000円、収益的支出におきまして、現計予算額21億1,202万9,000円から補正額2,524万4,000円を減額し、補正後の予算額を20億8,678万5,000円とするものでございます。また、資本的支出におきましては、現計予算額13億9,492万4,000円から補正額1,081万5,000円を減額し、補正後の予算額を13億8,410万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、令和4年度決算に伴う予算の補正、不用額の補正を計上いたしております。また、債務負担行為では、給配水管維持管理事業ほか5事業を追加いたしております。

次に、議案第70号は、令和5年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)でござ

います。本件は収益的収入におきまして、現計予算額37億7,250万5,000円から補正額6,801万8,000円を減額し、補正後の予算額を37億448万7,000円、収益的支出におきまして、現計予算額37億1,802万1,000円から補正額6,419万5,000円を減額し、補正後の予算額を36億5,382万6,000円とするものでございます。また、資本的支出におきましては、現計予算額30億1,776万4,000円に補正額4万1,000円を追加し、補正後の予算額を30億1,780万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、令和4年度決算に伴う予算の補正、不用額の補正を計上いたしております。また、債務負担行為では、公共下水道管理事業ほか7事業を追加いたしております。

次に、議案第71号は、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。本件は現計予算額92億4,857万6,000円から補正額948万8,000円を減額し、補正後の予算額を92億3,908万8,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入におきましては、保険基盤安定負担金の確定、法改正に伴う出産被保険者の保険料の減額などによる補正でございます。歳出におきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、法改正に伴うシステム改造委託料でございます。

次に、議案第72号は、令和5年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。本件は、現計予算額77億7,360万3,000円に補正額141万1,

000円を追加し、補正後の予算額を77億7,501万4,000円とするものがございます。

補正の内容といたしましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

また、債務負担行為では、要介護認定調査事業を設定いたしております。

続きまして、議案第73号は、摂津市長期継続契約に関する条例制定の件でございます。本件は、地方自治法に基づき、長期継続契約に関する事項を定めるため、制定するものがございます。

その内容は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける契約を締結できるものとして、電子計算機等の物品を借り入れる契約や庁舎の警備、清掃等の施設管理に関する契約などを定めるものがございます。

なお、施行日は、公布の日といたしております。

次に、議案第74号は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新設するため、所要の改正を行うものがございます。

その内容は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加し、会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合、算定の対象となる勤務期間などを定めるものがございます。

なお、施行日は令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第75号は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例

の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものがございます。

その主な内容は、第1条におきまして、一般職の職員の給料月額を引き上げるとともに、一般職の職員の期末手当について、令和5年12月期の支給割合を100分の120から100分の125に、勤勉手当を100分の100から100分の105に引き上げるものがございます。

第2条におきましては、一般職の職員の期末手当について、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の122.5に、勤勉手当を100分の102.5とするものがございます。

第3条におきましては、会計年度任用職員の給料月額を引き上げるとともに、会計年度任用職員の期末手当について、令和5年12月期の支給割合を100分の120から100分の125に引き上げるものがございます。

第4条におきましては、会計年度任用職員の期末手当について、令和6年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の122.5とするものがございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。ただし、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日といたしております。

次に、議案第76号は、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うものがございます。

その内容は、高圧ガス保安法の改正に伴

い、その引用箇所の規定の整備を行うもの
でございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第77号は、摂津市国民健康
保険条例の一部を改正する条例制定の件
でございます。本件は、国民健康保険法等
の改正に伴い、出産被保険者の保険料を減
額するため、所要の改正を行うものでござ
います。

その主な内容は、世帯に出産被保険者が
ある場合には、世帯主に対して賦課する保
険料の所得割及び被保険者均等割を減額
するもので、減額する額は、出産予定月の
前月から出産予定月の翌々月までの期間
に係る所得割額及び被保険者均等割額と
するものでございます。

なお、施行日は令和6年1月1日といた
しております。ただし、出産被保険者に関
する届出の準備行為の規定は、公布の日と
いたしております。

次に、議案第78号は、摂津市火災予防
条例の一部を改正する条例制定の件でござ
います。本件は、対象火気設備等の位置、
構造及び管理並びに対象火気器具等の取
扱いに関する条例の制定に関する基準を
定める省令の改正に伴い、所要の改正を行
うものでございます。

その主な内容は、規制の対象となる蓄電
池設備は、蓄電池容量（キロワット時）を
用いて区分することとし、蓄電池容量が1
0キロワット時以下のもの及び20キロ
ワット時以下のもので出火防止措置が講
じられたものを規制の対象から除くこと
とするもので、開放形鉛蓄電池を用いたも
の以外は、耐酸性の床上等に設けなくても
良いこととするものでございます。

また、屋外に設ける蓄電池設備は、雨水

等の侵入防止措置が講じられたキュービ
クル式のものでなくても、筐体に収められ
たものとするれば良いこととするもので、原
則として建築物から3メートル以上の隔
離距離を設ける必要がありますが、一定の
要件を満たせば不要とするものでござい
ます。

また、新たな固体燃料を用いた厨房設備の
離隔距離を定めることとするものでござ
います。

なお、施行日は令和6年1月1日といた
しております。

続きまして、議案第79号から議案第9
7号までは、いずれも公の施設の指定管理
者の指定を行うものでございます。

まず、総括的に手続及び議案の内容につ
いてご説明いたします。

本市におきましては、平成18年4月か
ら公の施設に指定管理者制度を導入して
おります。今回、令和5年度末をもって、
指定管理者の指定期間が満了いたします
45施設について、指定管理者の指定及び
指定期間を設定いたしたく、議会の議決を
求めるものでございます。

それでは、議案の概要についてご説明い
たします。

まず、施設の名称として、指定管理者に
管理を代行させる公の施設の名称を明記
しております。

次に、指定する団体として当該施設の管理
を代行させる指定管理者の所在地及び名
称を明記しております。

最後に、当該指定管理者として指定する期
間を明記しております。

議案第79号、議案第80号、議案第8
4号、議案第85号、議案第93号、及び
議案第95号は、公募を実施し、指定管理
者選定委員会において選定を行い、審査の

結果、管理を代行させるにふさわしいと判断いたしましたものでございます。

詳細な審査結果につきましては、議案発送と併せて配付いたしました指定管理者候補者の選定について（報告書）をご覧くださいますようお願いいたします。

議案第81号から議案第83号、議案第86号から議案第92号、議案第94号、議案第96号、及び議案第97号は、平成25年3月にお示ししております指定管理者制度に関する指針（第2次改訂版）に基づき、現在、指定管理者として指定している団体を引き続き指定管理者として指定するものでございます。

これらの施設につきましても、指定を受けようとするものから事業計画書等の提出を受け、提出された書類を慎重に審査し、管理を代行させるにふさわしいと判断いたしましたものでございます。

なお、指定期間につきましては、同指針に基づき、5年といたしております。

それでは、個別の議案の内容をご説明いたします。

議案第79号は、指定管理者指定の件（摂津市営住宅）でございます。

本件の指定する団体は、兵庫県西宮市六湛寺町9番16号、日本管財・日本住宅管理共同事業体代表者、日本管財株式会社代表取締役社長、福田慎太郎で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

次に、議案第80号は、指定管理者指定の件（摂津市立正雀市民ルーム）でございます。

本件の指定する団体は、吹田市南金田二丁目12番1号、株式会社ビケンテクノ代表取締役社長、梶山龍誠で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月3

1日まででございます。

次に、議案第81号は、指定管理者指定の件（摂津市立市民ルームフォルテ301及び303）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市千里丘東二丁目10番1号、摂津都市開発株式会社代表取締役、豊田拓夫で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第82号は、指定管理者指定の件（摂津市立コミュニティプラザ）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社理事長、藤井智哉で、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第83号は、指定管理者指定の件（摂津市立別府コミュニティセンター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社理事長、藤井智哉で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第84号は、指定管理者指定の件（摂津市青少年運動広場ほか8施設）でございます。

本件の指定する団体は大阪市中央区上本町西一丁目2番19号、株式会社エスエスケイ代表取締役、佐々木恭一で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第85号は、指定管理者指定の件（摂津市立温水プール）でございます。

本件の指定する団体は、大阪市西区江戸堀一丁目2番11号、シンコースポーツ・日本管財グループ代表者シンコースポー

ツ株式会社大阪支店支店長、豆野伸彦で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第86号は、指定管理者指定の件（摂津市民文化ホール）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社理事長、藤井智哉で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第87号は、指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社理事長、藤井智哉で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第88号は、指定管理者指定の件（摂津市斎場）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市香露園32番19号、一般財団法人摂津市施設管理公社理事長、藤井智哉で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第89号は、指定管理者指定の件（摂津市立保健センター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市南千里丘5番30号、一般財団法人摂津市保健センター理事長、河野公一で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第90号は、指定管理者指定の件（摂津市立休日小児急病診療所）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市南千里丘5番30号、一般財団法人摂津市保健センター理事長、河野公一で、指定の期間は令

和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第91号は、指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか2施設）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会理事長、松嶋桂子で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第92号は、指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会理事長、松嶋桂子で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第93号、指定管理者指定の件（摂津市立千里丘駅東自転車駐車場ほか10施設）でございます。

本件の指定する団体は、大阪市西淀川区柏里二丁目4番1号、野里電気工業株式会社代表取締役、藤川雅浩で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第94号は、指定管理者指定の件（摂津市立フォルテ摂津自転車駐車場及び摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市千里丘東二丁目10番1号、摂津都市開発株式会社代表取締役、豊田拓夫で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第95号は、指定管理者指定の件（摂津市民図書館及び摂津市立鳥飼図書館センター）でございます。

本件の指定する団体は、大阪市中央区北

浜東1番20号、ナカバヤシ株式会社代表取締役、湯本秀昭で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第96号は、指定管理者指定の件（摂津市立第1児童センター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会理事長、松嶋桂子で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

次に、議案第97号は、指定管理者指定の件（摂津市立児童発達支援センター）でございます。

本件の指定する団体は、摂津市桜町二丁目1番7号、社会福祉法人摂津宥和会理事長、松嶋桂子で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上、令和5年第4回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 質問がないようですので理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時28分 再開）

○村上英明委員長 再開します。

それでは、認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件、所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。

荒井局長。

○荒井事務局長 認定第1号、令和4年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会事務局に係ります部分について補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

決算書の66ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節1雑収入は、議会事務局分として、私用電話使用料は、議員一同名で電報発信した際の実費分及び電子複写機使用料は、各会派が使用されましたコピー代でございます。

次に歳出でございます。

決算書の74ページから77ページ、款1議会費、項1議会費、目1議会費、節1報酬のうち、会計年度任用職員報酬は、議会秘書業務担当職員2名及び自動車運転嘱託員を含めた3名分の報酬でございます。

節4共済費のうち、議員共済給付費負担金は、共済給付金の給付に要する費用を各地方公共団体で負担する負担金及び議員共済事務費負担金は、市議会議員共済会に支払う事務負担金でございます。

節7報償費は、政務活動費の検査に係る検査員への謝礼として支払った報償金などでございます。

節8旅費のうち、費用弁償は、委員会の行政視察や議長等の出張に係る旅費などであり、普通旅費は事務局職員の出張の旅費でございます。

節9交際費は、議長公務に伴います会費等でございます。

節10需用費のうち消耗品費は、官報をはじめ専門誌や新聞代、定期購読の機関紙、また、コピー用紙やプリンタートナーなどに要した経費でございます。

印刷製本費は、定例会ごとに発行しています議会だよりの作成・印刷に係る経費な

どでございます。

修繕料は、議場マイクカメラ制御パソコンの不具合が生じたため、急遽予算を流用し修繕を行ったものでございます。

節1 1 役務費のうち通信運搬費は、事務局で使用しております携帯電話の通話料、筆耕翻訳料は本会議での速記並びに委員会、協議会等における音声の反訳に係る経費でございます。

節1 2 委託料のうち、会議録検索システムデータ更新等委託料は、ホームページで運用しています定例会や各委員会の会議録検索システムのデータ更新に係る経費でございます。

議会映像配信委託料は、市議会ホームページから本会議の様子をライブ配信及び録画配信で視聴することができる映像配信システムの運営管理業務委託料に係る経費でございます。

議会だより全戸配付業務委託料は、議会だよりの全戸配付に係る経費でございます。

節1 3 使用料及び賃借料は、事務局執務室内の電子複写機レンタル料でございます。

節1 8 負担金補助及び交付金のうち政務活動費につきましては、議員一人当たり月3万円で四半期ごとに交付し、残余金については返還いただいております。

最後に、全国市議会議長会をはじめ各団体の負担金につきましては、均等割並びに人口割にて算出した負担金を支払っております。なお、近畿市議会議長会負担金、大阪府市議会議長会負担金及び北摂市議会議長会負担金については、コロナ禍の影響により負担金の支払いはございませんでした。

以上、決算内容の補足説明とさせていた

だきます。

○村上英明委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 委託料の会議録検索システムです。この間、意見書の過去の分が令和4年度の分までしか上がってなくて、前の意見書を確認しようと思っても見れない状態です。こういうことについての改善はできないのかというのが一つです。議会映像配信委託料、当日生配信をしていただき、その後、以前は10日ぐらいたってから録画が見れるとのことだったと思うのですが、今少し短めにさせていただいているとは聞いています。なかなか日中の時間に生配信を見れなくて、気になって早く中身を知りたいと市民の方からご意見も聴いています。今回の決算についてはもちろんこれでいいと思っているのですが、そういうことに対して何かできないか。

例えば、録画は後になったとしても、音声だけでも配信するとか工夫ができないのか。前にもどなたか委員の方がおっしゃっていました。パネルとかを上げて小さく見えづらいみたいなきにズームアップするというのも、非常に大変だと思うのですが、今後、予算をいろいろと考えていかれる中で、どうお考えなのかお聞きします。

以上です。

○村上英明委員長 答弁を求めます。

大西局次長。

○大西事務局次長 増永委員の2点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目でございます。ホームページ上の意見書の検索についてです。

委員がご指摘のとおり、過去の分は、現

が見れない状況になっております。以前から本委員会でもお話をさせていただいていますが、現在の摂津市議会のホームページは、ファイルメーカーソフトにより自前で過去に作ったものを運用している状況です。非常に汎用性が低いものになっております。今回、増永委員からご指摘いただいている検索できないのも把握しておりますが、それを改善するプログラムをどうすればいいかが正直分からないのが現状でございます。

データに関しては、私どもで間違いなく過去の分は持っておりますので、事務局にお問い合わせいただければすぐに出せるようにはなっております。

ただ、現在、どういったプログラムでホームページが作られているのかが、当時作られた職員も退職されており、はっきり言ってもう誰にも分からない状況になっております。

今後に関しましては、以前も申し上げさせていただいたのですけれども、摂津市のホームページと同様に、摂津市議会のホームページも統合していく。例えば、今でしたら、摂津市議会のホームページを更新する操作と摂津市のホームページを更新する操作は全く別物になっており、議会事務局に異動してきた職員がすぐには使えない状況になっております。業務的な不具合も出ておりますので、こちらについては事務局で既に検討もしておりますが、いかんせんホームページをリニューアルするとなると費用がかかってまいります。

今年の夏ぐらいに少し業者ともお話をさせていただいておりますが、その際、費用が800万円と出ておまして、なかなか簡単なものではないと考えております。この800万円につきましてはほとんど

がデータ移行の費用になっております。そこまで難しいデータ移行でもないので、職員でもやれないことはないです。ただ、これは地道な作業になりますので、時間が非常にかかってまいります。大体、通常業務をやりながら移行していくとなると、1年ぐらいはかかると考えています。データ移行以外のホームページのインシャルコストをどれだけ圧縮して更新していかうかを、今、検討している段階でございます。

続きまして、もう1点でございます。議会の映像配信の短縮についてです。

増永委員からおっしゃっていただきましたように、過去、本委員会で映像配信については10日とお話をさせていただいております。その際、短くならないかというお話もいただきましたので、業者と交渉をさせていただき、現在は9日間で配信をしております。

これ以上短くする分に関しましては、なかなか技術的には正直難しいと考えています。

今の配信につきましては、基本的には検索ができるようになっております。個別の議員でという形になっておりますので、この分を例えば二、三日で配信というのは、多分難しいと考えております。

これはまだ業者側とは何の話もしていませんので、できるかどうかは分かりませんが、費用がかかるかもしれませんけれども、検索を抜きにして映像だけをずっと流す。例えば、本会議でしたら午前10時から午後5時までの分をひたすら映像だけで流すのはもしかしたら可能かもしれません。そういう意味で、速報版という形でリリースすることはもしかしたら可能かもしれませんので、今後、事務局としても検討してまいりたいと考えているところ

でございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

意見書について、議員は議会事務局にお願いしたらすぐ分かるということですが、様々な方が検索されると思うんです。割と摂津市の意見書、いい内容が市議会として上げることができて、評価をいただいたりもしております。過去のものもしっかり見れる形がいいとは思うのですが、今のお話では大変な額の費用がかかるか、職員の皆さんに負担が大分かかるというお話でした。

その後の映像配信の問題も含めて、できるだけ市民の皆さんにしっかりとした議会の中身をお伝えできるようなことはやっていっていただきたい。職員の配置、その他も含めて、負担のない形で前に進めていただけるよう、今後、考えていっていただきたい。要望にします。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございますでしょうか。

塚本委員。

○塚本崇委員 それでは2点、お聞きかせください。

令和4年度インターネット中継及び配信でのアクセス数を分かる範囲でお教えください。

2点目、議会だよりの発行についてです。議会だよりについては広報せつつとは違う紙質でやっておられると思います。この点は、費用削減の面なのか、それとも議会だよりの編集委員で決められたのか、私の知識不足の面もあるのですが、お教えいただきたい。

以上です。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 塚本委員の2点の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、インターネット中継のアクセス数でございます。

こちら、延べでございますけれども、ライブ中継のアクセス数、令和2年度が1,883件、令和3年度、1万692件、令和4年度が8,154件となっております。

動画配信でございます。経年の3年で申し上げますと、令和2年度が4万5,111件、令和3年度が6万613件、令和4年度が4万3,486件となっております。

2点目、議会だよりと広報せつつの紙質の違いでございます。こちら、平成28年に議会だよりを冊子版に変更しており、そのときに紙質の議論をしていただいて、今の紙質になっているものでございます。

以上でございます。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 2回目は要望とさせていただきます。

インターネット中継とか配信が、非常に需要が高くて、市民の方からもあれを見たよとか、これを見たよのお話をいただくことが多いです。今は配信期間が1年だったかと思うのですが、できれば費用が許される範囲で継続的に見れるような形に検討していただきたい。

紙質については、広報せつつが少し光沢のある紙質に対して、議会だよりはマットな紙質になっているかと思えます。これはまた今後、いろいろと議論していくところなのかと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

以上です。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 私からは1点、政務活動

費についてです。執行率34.2%で、コロナが影響していると思うのです。あまり活動的にできなかった期間があると思うので、単純に比較できないのもあるのですが、執行率、ここ3年はどんな具合か。コロナ以前の金額も知りたいというところがありまして、確認します。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 西谷委員のご質問にお答えさせていただきます。

すみません、政務活動費の過去5年の数字を、今持っておりませんので、細かいお話ができません。今、ご質問いただきます政務活動費の執行状況はコロナの影響があるのかというお話でいきますと、全く影響がございません。

基本的に、政務活動費は各会派の皆さんお一人ずつ月3万円を支給させていただくものになっております。その際、年度当初にまず申請をされるかどうかをお聞きしております。今、予算の執行状況が三十何%というお話が出ておりますけれども、当初予算に関しましては、全会派の全議員が執行するというのを踏まえての予算になっており、マックスの予算になっております。年度当初に政務活動費を申請されない会派もございまして、その分は未執行になりますので、必然的に執行率は低くなります。ちなみに、政務活動費の一番メインで活用されているものにつきましては、各会派の広報紙が多いです。そちらに関しては基本的にコロナの影響は全くございません。ですので、過去3年を見ても、政務活動費の執行額はそんなに変化があるものではございません。

以上でございます。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 すみません、私が議員に

なったのがコロナ禍だったので、以前の状況とかも確認したかったのでお聞きしました。

政務活動費に関しては、私も提案したい件があります。今回の回答を踏まえ、また提案させていただきます。ありがとうございます。

○村上英明委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号、所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○村上英明委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第4回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

松木主査。

○松木事務局主査 令和5年第4回定例会の審議日程案についてご説明させていただきます。

お手元の資料に基づき説明いたします。

1ページの審議日程につきまして、会期は12月4日から12月20日までの17日間でございます。

12月4日は、本会議開会前に議会運営委員会、その後、本会議を開会いただき、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決。そして、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でございます。また、この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切りでございます。

12月5日が、文教上下水道及び民生常任委員会、6日が総務建設常任委員会と常任委員会予備日、7日が常任委員会予備日、8日が駅前等再開発特別委員会でございます。また、6日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

15日が議会運営委員会、19日は本会議で一般質問。

20日の本会議では、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。また、20日の本会議終了後に開催いただく議会運営委員会は、次の第1回定例会の審議日程の仮決定をお願いするものです。

以上が審議日程案です。

続きまして、資料の2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、12月4日につきましては、日程1が会期の決定。

日程2が認定第1号から認定第8号で、委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。

この8件を採決グループごとにまとめるように順序を並び替えて、備考欄に一括起立採決、起立採決あるいは一括簡易採決と記載いたします。

先ほどの協議会での態度表明に基づき整理しますと、認定1号は起立採決、認定第4号、認定第7号及び認定第8号は一括起立採決、認定第2号、認定第3号、認定

第5号及び認定第6号は一括簡易採決となります。

日程3は議案第68号など30件で、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

3ページ、日程4は報告9号で、報告、質疑を受けた後、即決でございます。

12月19日については一般質問でございます。

4ページ、20日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第68号など委員会付託案件の30件を一括議題の上、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会、議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第68号、令和5年度一般会計補正予算（第7号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項についてです。

まず、議会運営委員会の引継事項についてです。引継事項につきましては、鳥飼まちづくりに関わる特別委員会の1件となります。

本件につきましては、河川防災ステーション等に関わる予算計上が令和7年度以降になることを確認しております。

つきましては、現時点での協議は行わず、

引き続き、理事者側の動向を注視してまいりたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、議員の請負状況の公表についてです。

本件につきましては、まず事務局から説明を受けます。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 議員の請負状況の公表についてご説明させていただきます。

お手元の資料、請負禁止の範囲の明確化、緩和をご覧ください。

本件につきましては、昨年に行われた地方自治法の一部改正により、議員の請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました。

具体的に申し上げますと、これまで地方議会の議員がその自治体と請負契約をすることは、地方自治法において禁止されておりました。しかしながら、近年、地方議会では議員の成り手不足が深刻な問題となっており、この問題を解決するために今回の法改正が行われました。

これにより、年間300万円の範囲内において請負が可能となりました。

この法改正を受けまして、全国市議会議長会からは、各市議会の実情に応じて条例の制定時期などを判断いただきたい旨の通知がありました。なお、同議長会からは、必ずしも条例としての制定が必要ではなく、各市議会の判断により、条例以外、例えば規程や要綱によることも可能であると見解が出されております。

このことから、今後、議会運営委員会でご協議いただきたいと考えております。

現在、事務局において近隣他市の情報を収集しておりますので、ご協議いただく資

料が整いましたら、改めてご提示させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

質問があればお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 事務局から説明があったとおり、本件につきましては、今後、本委員会で協議してまいりますのでよろしくお願いをいたします。

次に、議会運営委員会の行政視察についてです。

今年度は本委員会の行政視察を見送りたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時1分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 増永和起